

## 社会福祉法人黒部市社会福祉協議会ファミリーサービス実施要綱

### (目的)

第1条 高齢化・核家族化・女性の社会進出等、社会構造の変化により、家族の持つ家事、介護、育児の機能が脆弱化し、生活自立能力が低下しつつある。この要綱は、日常生活を営むために援助を必要とする世帯にホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、ニーズに応じた適切なサービスを提供することにより、自立を助け、生きがいのある生活を支えることを目的とする。

### (サービスの内容)

第2条 介護保険では適用されない、利用者の日常生活に必要な次のサービスを提供する。

- (1) 食事、排泄、更衣、清拭、入浴等の身体介護
- (2) 調理、洗濯、清掃・整理整頓、買い物等の生活援助
- (3) 通院、外出のための付き添い・介助
- (4) 子育て中の世帯に対する生活援助
- (5) 生活、介護等に関する相談助言
- (6) その他利用者の日常生活に必要なサービス

### (利用対象の範囲)

第3条 このサービスを利用できるのは、市内に在住し、日常生活を営むために援助を必要とする世帯とする。但し、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

### (派遣ヘルパー)

第4条 派遣するヘルパーは、介護職員初任者研修の修了者又は一定の研修受講者で黒部市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に登録している者とする。なお、一定の研修受講者とは新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合又は公的機関が実施する総合事業訪問型サービスA（生活援助）の従事者養成講座を受講した者とし、生活援助と身体介護を伴わない通院、外出支援のサービスに従事する。

### (利用料)

第5条 利用者は次に定める区分に応じて利用料を支払うものとする。

サービス種類	30分未満	30分以上	1時間以上	以後30分毎
		1時間未満	1時間30分未満	
身体介護	2,000円	3,900円	4,600円	700円
生活援助	—	2,300円	3,500円	600円

通院、外出支援（身体介護を伴う場合）	2,000 円	3,900 円	4,600 円	700 円
通院、外出支援（身体介護を伴わない場合）	1,000 円	2,300 円	3,500 円	600 円

- ・初回利用料は（1年以上利用がない場合も含む）1,000円とする。
- ・早朝（午前6時～8時）夜間（午後6時～10時）の利用は25%を割り増す。
- ・訪問当日のキャンセル料は500円とする。
- ・介護保険サービスと併用の場合は、30分未満の生活援助利用を可とし、利用料は1,000円とする。

#### （利用時間）

第6条 利用時間は、毎日（8月13日～16日及び12月28日～翌年1月4日を除く）午前8時から午後6時までとする。なお、休業日及び時間外であっても、利用者の要望があれば、協議のうえ利用できるものとする。

#### （利用申し込み）

第7条 利用希望者は、電話・来所等により協議会へ連絡し、サービス利用申請書を提出する。協議会は、サービス内容等の詳細を利用希望者と協議のうえ、ヘルパーを決定し、迅速に派遣する。

#### （利用の制限）

第8条 利用者が希望し、協議会が必要と認める場合、サービス利用について回数、時間の制限はしない。但し、協議会がサービス利用について適当でないと認める場合、利用を制限することがある。

#### （サービスに関する補償）

第9条 サービス利用中の事故に対する補償は、全国社会福祉協議会「在宅福祉サービス総合補償」の定めるところとする。

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。